

# 今後の日曜開庁のお知らせ

令和3年1月から3月までの日曜開庁の実施日は次のとおりです。  
実施日以外の日曜日は、ご来庁いただいても各種証明書などの交付は行いません。

開庁実施日	開庁時間	対応する業務
1月31日(日) <u>1月最終日曜日のみ</u>	午前8時30分～	住民票関係の証明書
2月28日(日) <u>2月最終日曜日のみ</u>	午後5時15分	印鑑証明書
3月28日(日) <u>3月最終日曜日のみ</u>		町税関係証明書 戸籍関係証明書

日曜開庁の廃止については、広報南さんりく12月号において掲載したとおり令和3年3月末をもって廃止となります。

平日、来庁出来ない人においては、委任状による請求やコンビニ交付サービスなどの方法にて取得が可能です。

請求方法などご不明な点がございましたらお気軽にお問い合わせください。

☎ 町民税務課戸籍住民係 ☎46-1373

## 償却資産（固定資産税）の申告は2月1日まで

～令和3年1月1日現在の所有状況を申告～

償却資産を所有している人は、毎年1月1日現在の所有状況を、所在する市町村に申告しなければなりません。

- 受付期間：1月4日(月)～2月1日(月) (土日、祝日を除く)
- 申告書提出先：役場町民税務課または歌津総合支所
- 提出書類：償却資産申告書および種類別明細書

### 償却資産とは

漁業、農業などの自営業者、工場、商店、アパート経営などを行っている人が、その事業のために用いることができる構築物、機械、装置、工具、備品などのこと(土地、家屋、自動車税、軽自動車税の課税対象を除く)。

### 業種別の償却資産

- 漁業：漁船、船外機、漁具など
- 農業：農機具、ビニールハウス、耕運機など
- 工場：受変電設備、施盤、溶接機など
- 小売業：冷蔵庫、陳列棚、レジスターなど
- 不動産業：舗装工事、駐輪場、フェンスなど

### 太陽光発電設備に係る償却資産の申告

太陽光発電設備は、固定資産税の課税対象となる場合があります。次に該当する場合は、償却資産の申告が必要です。

設置者	申告が必要となる場合
個人(住宅用)	家屋の屋根、土地などに発電出力10キロワット以上の太陽光発電設備を設置して売電している場合は、事業用資産となりますので申告が必要です。
個人(個人事業主)	個人事業主が、その事業のために太陽光発電設備を設置した場合は、売電収入にかかわらず申告の対象となります。
法人	発電出力、売電の有無にかかわらず、事業用資産として申告の対象となります。

※昨年までに申告された人には、償却資産申告書を送付しています。新たに申告をするために申告書が必要な人は、町民税務課資産税係まで連絡してください。また、前年中に資産の増減がなかった場合でも、償却資産申告書の所定事項に記入のうえ、必ず申告書を提出してください。

### 新型コロナウイルス感染症に係る固定資産税の軽減措置のお知らせ

新型コロナウイルス感染症の影響で事業収入が減少している中小事業者などに対し、令和3年度課税の1年度分に限り、事業用家屋および償却資産に係る固定資産税の課税標準を軽減します。

#### ■対象となる事業者要件など

- ・認定経営革新等支援機関などの確認を受けていること。
- ・令和2年2月から10月までの任意の連続する3カ月間の事業収入が対前年の同期間と比べて30%以上減少していること。

#### ■提出方法

固定資産税の軽減を受ける場合は、認定経営革新等支援機関などの確認を受けた上で、町に軽減措置に関する申告書類を、例年の償却資産申告書と併せてご提出ください。

詳しくは  
町のホームページおよび  
中小企業庁のホームページ  
をご確認ください。



☎ 町民税務課資産税係 ☎46-1372

# おらほの納税教室

## 令和3年度 町県民税申告受付日程

★受付できる世帯区分（世帯の収入の種類によって、受付日が変わります）

受付区分 A	漁業や農業、自営業などの事業収入があり、事業収入の合計金額が100万円未満（1円～999,999円）の世帯
受付区分 B	漁業や農業、自営業などの事業収入があり、事業収入の合計金額が100万円以上（1,000,000円～9,999,999円）の世帯 ※事業収入の合計金額が1,000万円以上ある人は、翌年以降の消費税申告が必要ですので、町の申告会場では受付できません。
受付区分 C	漁業や農業、自営業などの事業収入が全くない世帯 (例)・給与収入、年金収入のみの世帯 ・受付区分「A」および「B」に該当しない世帯で、土地や建物などの譲渡収入、不動産の貸付による不動産収入などがある世帯
受付区分 D	収入の種類や地区に関係なく、指定日に来場できない世帯（受付時間にご注意ください） ※混雑が予想されますので、あらかじめご了承ください。

★受付カレンダー（受付会場と受付区分を確認してください。）

会場	日付	曜日	受付区分	対象地区(行政区)等
南三陸町役場 第二庁舎 大会議室(二階)	2月12日	金	C	戸倉地区
	2月13日	土	休み	
	2月14日	日	C	志津川地区(旭ヶ丘、西ヶ丘) ※受付時間は午前9時から11時までです。
	2月15日	月	C	入谷地区
	2月16日	火	A	※受付時間は午前9時から11時までです。
	2月17日	水	B	※受付時間は午前9時から11時までです。
	2月18日	木	C	志津川地区(新井田、志津川中央、中央、大森)
	2月19日	金	休み	
	2月20日	土	休み	
	2月21日	日	C	町内全地区 ※受付時間は午前9時から11時までです。
	2月22日	月	B	
	2月23日	火	休み	
	2月24日	水	C	志津川地区(沼田、沼田東、東ヶ丘、天王山、天王山中央)
	2月25日	木	A	
	2月26日	金	C	志津川地区(指定のない行政区)
2月27日	土	休み		
2月28日	日	C	町内全地区 ※受付時間は午前9時から11時までです。	
3月1日	月	A		
3月2日	火	B		
3月3日	水	D	町内全地区・全区分対象 ※受付時間は午前9時から11時までです。	

会場	日付	曜日	受付区分	対象地区(行政区)等
歌津総合支所 検診室	3月4日	木	休み	
	3月5日	金	A	※受付時間は午前9時から11時までです。
	3月6日	土	休み	
	3月7日	日	C	歌津地区 ※受付時間は午前9時から11時までです。
	3月8日	月	B	※受付時間は午前9時から11時までです。
	3月9日	火	A	
	3月10日	水	C	歌津地区
	3月11日	木	休み	
	3月12日	金	B	
	3月13日	土	C	歌津地区 ※受付時間は午前9時から11時までです。
	3月14日	日	D	町内全地区・全区分対象 ※受付時間は午前9時から11時までです。
	3月15日	月	D	町内全地区・全区分対象 ※受付時間は午前9時から11時までです。

対象となる受付区分の日以外に  
来場された場合は受付できません。

### 受付時間

午前の部：午前9時～11時  
午後の部：午後2時～4時

【ご注意】

※受付時間が「午前9時から11時まで」となっている日がありますので対象地区などの欄をよくご確認ください。

☎ 町民税務課税務係 ☎46-1372